

令和3年3月9日

資料

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る知事との意見交換議事要旨メモ
- 2 社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染症防止等のための当面の留意点
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて
- 4 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
- 5 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所に対するマスクの配布について（依頼）
- 6 次亜塩素酸ナトリウム配付関係資料（差し替え分）
- 7 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省ポスター）・・・市ホームページに掲載
- 8 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～・・・市ホームページに掲載
- 9 都民の皆様へ・・・「人権配慮」について、小金井市版を作成のうえ市ホームページに掲載

新型コロナウイルス感染症対策に係る知事と市長との意見交換  
議事要旨メモ

令和2年3月6日（金）  
9時41分～10時13分  
於・都庁第一本庁舎9階パレシオンルーム

〔開 会〕

○行政部長

これから新型コロナウイルス感染症対策に関する市長と小池知事との意見交換を始めさせていただきます。冒頭、小池知事から一言御発言をお願いいたします。

〔挨拶〕

○小池知事

・今日は議会の会期中に、参加いただき感謝。新型コロナウイルス感染症への対応は、刻一刻、変化をし、極めて重要な局面を迎えており、今週、来週、感染の急速な拡大、収束できるかどうか、瀬戸際であるという、その意識をまず共有させていただきたい。

・都は一昨日、新型コロナウイルス対策対応緊急東京チームという組織を立ち上げ、緊急対応策を早急に取りまとめ、国とも連携をしながら、感染の拡大の防止、そして都民生活への影響を最小限に抑える施策を打ち出していく。国が予備費を使って、緊急の対応策を10日の日にも発表されると聞いており、それに加え、東京都に何ができるか、何をしなければならないか、そのために今日、直接皆様方から、多摩26市を抱えておられる現場のお声、課題を伺っておこうというもの。

・皆様方にとっては市民の不安をどのようにして解消し、また、様々な実際の対応をされるかご苦労されていると思いますが、今日はそういった課題を皆様方と共有しつつ、その方策を見出し、国への要望としてまとめていきたい。

○清水市長（立川市）

・本日は、急速に感染拡大をする新型コロナウイルス感染症対策について、このような意見交換の場を設けていただいたことに、心から感謝を申し上げる。

・急激な感染拡大に伴い、子供をもつ家庭をはじめ、教育・医療・介護等の現場においても、様々な不安や課題が広がり、地域経済への影響も顕在化してきている。住民生活に最も近い現場を預かる市長として、大変苦慮している。こうした未曾有の事態を打破していくためには、東京都と地域の実情に精通をしている市が、緊密に連携して対応策をとることが必要不可欠であると考えている。本来であるならば、多摩26市の全市長から、直接知事に現場の生の声をお伝えしたいが、事前に意見を聞き取り、まとめたので、私が代表して東京都市長会としての要望事項をお伝えさせていただく。

・大きくまとめると、要望事項は六点。

一点目は、社会福祉施設、医療機関、あるいは学校等におけるマスクや消毒液等の衛生消耗品の確保支援

二番目には、全国一斉休校に伴う子供の居場所の確保、

三番目には、新型コロナウイルスに関する検査体制、相談体制の強化、

四番目が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者や雇用者に対する支援、

五番目は、市における特別な財政事情に対する財政支援、

六番目は、各市及び保健所、医療機関に対する迅速な情報提供、

これを東京都でまとめていただき、情報を流していただければありがたい。私ども多摩26市の意見を十分に踏まえて、特段の御配慮をお願いしたい。

・本日は市長会を代表して、顧問と副会長の市長も出席いただいている。是非とも知事に現場からの生の声をお聞き取りいただきたい。

○並木市長（羽村市）

・都議会でも、補正予算、そして新年度における補正予算についても、対策という形で打っていただいている。3月5日に全国知事会の中でも、これから要望書にまとめるように承知している。本当に大変な状況の中で、緊急対策をどう打っていいかということに現場が悩んでいる。

・羽村市について具体的には、雇用や企業の町であり、二点述べさせていただいたら幸い。

・一点目は、今、個々の対策をそれぞれやっている中で、予防や、治療等起きたことに対する対策が、どこが節目かというのがわからない中で、それぞれが対応に苦慮している。是非新年度と、令和2年3月31日、令和2年4月1日と、その大きなところで節目、分岐点というものを置いていただき、そこまでに出来ることと、先送りすることと、跨いだところ、そのあたりについて大局的な見解を示していただくと、その枠の中で対応できるの

かな、というのが一点目。

・二点目は、東京オリンピック・パラリンピックの関係。2月28日、全国に先駆けて、聖火リレーのリハーサルを羽村市で決行していただいたが、この、国を挙げての、世界に向けて発信できるイベントについては、今の段階ではできるだけ最善を尽くして、これを方向として実現していくんだと、こういう基本姿勢を取っていただくということを大前提に、みんなでこの難局を乗り切るという基本姿勢を、今のところは継続して貫いていただきたい。

○小林市長（小平市）

・政府の対応の方針が出て、2月28日に小平市でも対策本部を開き、その対応に当たっており、今のところは、問題なく非常に平穩に推移している。市民の皆様の理性的な行動について、まず感謝申し上げたい。

・小中学校が休校になったということで、子供の日常生活についての心配があったが、学童クラブは午後からの開催を8時15分から開くということで、申込が増えるのではないかと心配をしていたところ、おおよそ半分くらいの申込で、大きな混乱もなく、むしろ半分程度の申込で、非常に安定して運営をさせていただいている。

・今、情報が溢れていて、フェイクを含めて混乱するところがある。行政から出る情報というのは非常に信頼性が高い。東京都は広域自治体であり、東京都から正確な情報を速やかに各市町村に出していただければと思う。

・一番心配をしているのが、地域経済への影響で、早速昨日、補正予算を組んで、信用保証協会が満額で融資をされるとのことで、今日から受付というように聞いており、殺到するのではないかとと思うが、是非その地域の声を迅速に受け止めて、対応に当たっていただきたい。

・3月2日から当市では25日まで休校だが、この再開を、出来れば各市がバラバラにならないように、もちろん個別の事情があったにせよ、そこで我々はその判断に迷わないように、東京都の方で大局的な方針を示して欲しい。

○石阪市長（町田市）

・冒頭一つ御礼を申し上げる。福祉保健局に私どもの方から要望をしておりました、町田市立の市民病院のマスクといくつかの資材について、何とか調達していただき感謝。N95というマスクのストックが足りなかったが、何とか供給いただいた。普通のサージカルマスクについても、在庫が不足しておりますので、もう一段の支援をお願いしたい。

・もう一つの町田市立の市民病院で不織布のガウンがだいぶ切迫しているのです、こちらの方も配慮をいただきたい。

・医療関係では医師会の方から、各診療所の方で、やはりアルコール消毒液とマスクが足りなくなっているという連絡が市の保健所の方に入っており、そのあたりも配慮いただければありがたい。

・この2日から、小学校、中学校が休校になったけれども、保育園・学童・高齢者施設等、みんな営業している。一番懸念されているのが、アルコール消毒液とマスクが不足がち。特に保育園と幼稚園は、市内で190か所あり、こちらの方も各園からは不足している。そして町田市役所の庁内でも一生懸命集めているが、これがなかなか集まらないということで、こちらの方にもご支援をいただきたい。こうした事情は高齢者施設等も同じ、物の要請ばかりで恐縮ですが、よろしくお願ひしたい。

○渡部市長（東村山市）

・我々が現場で一番困っているのが、マスクや消毒液の不足。先般、東京都の方から東京マラソンで使わなかった分を各区市町村の方に回していただけるということで大変ありがたいと思っている。

・地元の医師会と先日来、情報交換の場を設けていますが、要するに待合室で院内感染を発生させてはまずいので、何とかマスクを市の方で供給してほしいという要望をいただいているが、なかなか市にも在庫がない。しかも小学校を休校することで児童クラブを開けなければいなくなり、正規職員だけでは対応ができないので、かなりの数の臨時職員を急激に雇用して、臨時職員にもマスクを着用するように指導しているが、個人では確保が出来ないので、是非オール東京で、必要なマスクやアルコール消毒液のような身近な物資を東京都の方で確保していただいて、都内の各市区町村に、特に自治体と医療機関、それから子供の施設や高齢施設に何とかいきわたるようにしていただくことが一番求められていることではないかと思う。

・学校が休校になってしまっ、て、基本的には自宅待機となるので、家にずっと子供がいるというのも大変、とはいえ屋内の一か所に集めてしまうのも休校にした意味合いが薄れてしまうので、出来るだけ積極的に、屋外の広いところで感染に気をつけながら遊ばせるのは必要ではないかと思うが、その辺について東京都に音頭をとっていただきながらこの休校期間の子供たちの有効な過ごし方のモデル、そこにどのように各自治体・東京都が関わるかといったことを、少しスキームを示していただけるとありがたい。

・保健所を持っていない自治体の場合はどうしても情報が非常に薄くなってしまう危険性がある、市内の医療機関と基礎自治体・保健所の連携が極めて重要で、保健所とのホットラインの設置だとか、定期的な情報交換の場を作っていただくことも非常に今の段階では重要ではないかと考えている。どうしても終息までにはしばらく時間がかかるのではないかと感じてしまうんですが、いかに拡大を遅らせるか、早くピークアウトさせるかということに、医療機関と自治体が連携できるような枠組みを構築していただきたい。

○加藤市長（福生市）

・冒頭で清水会長の方から取りまとめていただいた挨拶に尽きるわけでありまして、私ども福生市としましても、基礎自治体として何とか感染予防を徹底していきたいので、感染者の居住地や行動歴を外に出すのは難しいと思いますが、東京都として持っている情報をお知らせいただきたい。

・福生市に特化した話になるが、お察しのとおり基地の街なので、多国籍の文化が根付いており、言葉の壁も含めて、福生に根付いていただいている外国人の方々にしっかりと情報を流していかねばならないと心掛けているところで、そういう部分の難しさも感じている。長い歴史の中で、多国籍の文化というものに含めて、ひとり親家庭、そして生活困窮家庭が多く存在している。仮に、親の方が感染した場合に、子供達の居場所づくり、生活する場所の準備が待たないで私どもに求められているので、そういう部分も含めて、生活困窮者が受診できるように、しっかりと流れを確保していきたいと思っているので、ぜひ東京都に御指示をいただければと思う。

・いろいろな形でコロナウイルスが蔓延する中で、財政措置をとっていただかないと、なかなか小さな基礎自治体としては大変厳しくなっている。給食の材料費の補填とか、様々な部分、放課後の居場所づくりとか、そういう部分も財政措置をよろしくお願い申し上げます。

○行政部長

ありがとうございました。ただいまのお話を受けて、それでは、知事より御発言をお願いいたします。

○小池知事

・それぞれの現場の声、清水市長から6本の柱でお伝えいただいた。まず、社会福祉施設、医療機関、学校等におけるマスク、そして消毒液等の衛生消耗品の確保支援してほしいという点、それから全国一斉休校で子どもの居場所を確保することについての支援、それか

ら3番目に新型コロナウイルスに関しましての検査体制がどうなっているのか、相談体制がどうなっているのか、そのあたりの強化をしてほしいとの御要望、さらに、それぞれの市や保健所、医療機関に対する迅速な情報提供を迅速に行ってほしい等、市全体に関わる御要望を伺った。昨日の都議会において、まずは63億円規模の今年度の最終補正予算が成立して、早速金融支援、感染の拡大防止ということで現場の方で早速ワークしてもらう。

・今日特に御要望が多かったのが、マスク、消毒液等の衛生消耗品の確保についてで、これについて、都としては、防護服とN95がセットで、これについては以前より強毒用、弱毒用合わせてセットで200万、それを各市の医師会の方々に、今どれくらいのニーズがあるかということについて御要望を伺った上で、既に医療機関へ発送は終わっている。

・いわゆる普通のマスクと、サージカル医療用については、そもそもこれまでの都の防災備蓄用品の対象となっておらず、これについては、例えば先日の東京マラソンで使用しなかった分のマスクを財団の方から東京都に託していただき、学校、そして医療機関、まず必要な施設に第一弾としてお送りさせていただいた。今、この御要望を受け、都としてより多くのマスクを確保できるようにする。

・これからますます行事が多くなる季節で、今後どうやっていくのか、この後、実は専門家の先生方の会議もあり、検討していく。日々刻々と状況が変わってくるので、できるだけ早く今集中期間として今週、来週と定めているが、その次どうするのかということについては、日々の動きを見ながら、また、できるだけ皆様方が早い決断できるようなタイミングを模索し、情報、考え方をお伝えして参りたい。

・昨日も町村会の皆様方とテレビカンファレンスをさせていただいた。地域の特性もあるが、基本的には正しい情報を共有して、そして都民の皆さん、市民の皆さんにお伝えすること、ここが一番重要。しっかり、最新情報、正確な情報を共有しながら進めて参りたい。そして、今日いただいた要望は、早急に検討チームで検討して、緊急対応策を取りまとめで、実施していきたい。

・皆様の御要望、いつでもお寄せいただき、この危機感、意識を共有させていただき、都民のニーズにしっかり応えていく、その体制をさらに強めていきたい。どうぞこれからも頑張ってお参りしましょう。

[閉会]

第12回小金井市新型コロナウイルス対策本部で出た意見への対応について

1 対策本部での検討状況を全庁職員で共有することについて

【要望】

対策本部の会議結果についてはホームページに掲載してるところであるが、インターネット端末が各課に1台しか配置されていないことから、一般職による情報共有が困難な状況となっているため、全職員が閲覧できる環境を整えてほしい。

【対応】

全庁共通フォルダに、対策本部の会議結果を保管したフォルダを作成し、回ごとに次第・資料・会議録を格納した。

本件については、3月6日付けで、C-naviのお知らせにより全庁へ周知した。

お知らせ		検索	登録	新規
公開日	タイトル	発信者名		
2020/03/06	<p>新型コロナウイルス関連情報に関する広報掲示板の使用について NEW</p> <p>掲載対象: <input checked="" type="radio"/> すべて</p> <p>掲載期間: 2020年03月06日 ~ 2020年03月31日</p> <p>インターネットを利用できない市民の方への関連情報の周知手段として広報掲示板の活用をしています。</p> <p>月曜と木曜に張り替えを行っており、空き状況に応じて、対応しますので、ご相談ください。</p> <p>サイズ: 縦 最大B4 横 最大B5</p> <p>提出期限: 掲示希望日(月・木)の1営業日前の正午</p> <p>詳細については情報ライブラリー内(1155:広報掲示板使用申請書 1156:広報掲示板利用方法)をご覧ください。</p> <p>担当: 広報秘書課広報係 内線: 2301, 2302</p>	[5]	広報秘書課広報係	

2 広報掲示板を活用した情報発信について

【要望】

インターネットを見ることができない方のために、広報掲示板をもっと活用してほしい。

【対応】

現状は、広報秘書課において集約した情報を広報掲示板に掲載しているが、空き状況に応じて、各課からの個別情報も掲示することとした。

本件については、3月6日付けで、C-naviのお知らせにより全庁へ周知した。

お知らせ		検索	登録	新規
公開日	タイトル	発信者名		
2020/03/06	<p>掲載期間: 2020年03月06日 ~ 2020年04月30日</p> <p>標記の件について、ホームページに掲載している会議の次第・資料・会議録を保存しています。ご確認ください。</p> <p>保管場所 全庁共通→★新型コロナウイルス対策本部会議結果</p> <p>担当: 広報秘書課広報係 内線: 2302</p>			



事務連絡  
令和2年3月2日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染防止等のための  
当面の留意点について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等によりお示ししているところですが、社会福祉協議会の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますよう、お願いいたします。

また、本事務連絡について、所管する社会福祉協議会に対して、周知をお願いします。なお、都道府県におかれては、本事務連絡について、管内の市町村（指定都市・中核市を除く。）に対して周知いただくとともに、その際、市町村に対して各社会福祉協議会への周知を依頼するよう、併せてご対応をお願いいたします。

記

1 相談業務や研修業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

## (2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

## (3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

## (4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

## 2 来所者への対応

(1) 来所者が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。

(2) 来所者が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。

(3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。

(参考) 厚生労働省特設 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(4) 感染した来所者及び感染が疑わしい来所者（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、事業者は帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

（参考）各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoud/covid19-kikokuyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoud/covid19-kikokuyasessyokusya.html)

### 4 職員・来所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

### 5 その他

- (1) 当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ業務を行うこととするが、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。
- (2) 新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を社会福祉協議会に提供すること。

#### (※) 新型コロナウイルス関連情報

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

○「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599389.pdf>

○上記のほか、以下に掲載するホームページ等を活用し情報収集すること

・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

電話：03-5253-1111（内線2233）

事務連絡  
令和2年3月5日

各都道府県障害保健福祉担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課  
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の  
臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これに伴う障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いします。

記

1. 障害支援区分の認定等について

障害者支援施設や病院等に入所等している者への対面による認定調査が困難な場合、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとする。

2. 市町村審査会の開催方法について

新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、市町村審査会を開催するに当たって、ICT等の活用によって特定の会場に集まらずに開催する方法や、

あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話による合議を行い、判定を行うなどの方法をとることも差し支えないものとする。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害支援区分係

鈴木、榊原

TEL 03-5253-1111(内線 3026)

事務連絡  
令和2年3月2日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について  
(第2報)

今後、新型コロナウイルスへの対応に伴い、障害福祉サービス事業所等の運営にも影響が及び、特に就労継続支援A型・B型事業所においては、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」(令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)においてお示ししているところですが、新たに、「就労継続支援A型における経営改善計画の作成」及び「就労継続支援B型における工賃の支払い」に係る取扱いについて、下記のとおり、お示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、特段の配慮をしていただくとともに、市町村、就労継続支援A型・B型事業所等への周知をお願いいたします。

記

指定就労継続支援A型事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第192条第6項に従った適切な事業運営を行っていないときには、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障

害福祉課長通知)等に沿って、経営改善計画書を作成させることになっているが、今般の新型コロナウイルスへの対応に踏まえ、

- ① 前回時点で経営改善計画の作成が不要であった事業所（新規開設事業所を含む。）が、今回新たに経営改善計画の作成が必要となる場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響と都道府県、指定都市又は中核市が認めるときには、当該影響が認められる間、経営改善計画の作成を猶予して差し支えないこと
- ② 前回時点で経営改善計画の作成が必要であった事業所が、計画期間終了時に「収益改善が認められる」等更なる経営改善計画の作成を認める要件を満たさない場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響があり、やむを得ないと都道府県、指定都市又は中核市が認めるときには、更なる経営改善計画の作成を認めて差し支えないこととする。

また、指定就労継続支援B型事業の工賃の支払いについては、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準（過去3年間の最低工賃）を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、今般の新型コロナウイルスへの対応によりやむを得ない場合には、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5」（平成30年12月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問1における災害時の取扱いを参考にして対応いただきたい。

(参考)

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 5  
(平成 30 年 12 月 17 日) (抄)

(就労継続支援 B 型の工賃の支払い)

問 1 指定就労継続支援 B 型事業において、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準(過去 3 年間の最低工賃)を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、大規模な災害による直接的又は間接的な影響で長期にわたり生産活動収入が得られない場合等において、この対応が困難になったときにはどのようにすればよいか。

(答)

貴見のとおり、まずは工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応するものである。

ただし、以下の①から③をいずれも満たす場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって、工賃の補填を行っても差し支えない。

- ① 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援 B 型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくは激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると指定権者が認めた場合
- ② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが数か月にわたり十分な生産活動収入が得られなかった場合
- ③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合  
なお、生産活動収入が少なくとも災害前の水準に戻った以後には、利用者工賃に自立支援給付を充ててはならない。



送信日時: 2020/03/06 11:50:04

発信者: <[REDACTED]>

宛 先: undisclosed-recipients;

件 名: 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所に対するマスクの配布について(依頼)

添付[1]: mail.htm (9KB)

添付[2]: 【2.3.1 現在】児童福祉法に基づくサービス事業所一覧.xls (386KB)

添付[3]: 送付用【資料】放課後等デイサービス マスク配布箱数.xls (34KB)

各区市町村 障害児通所支援事業ご担当者 様

※このメールは、放課後等デイサービス事業所が所在する各区市町村代表連絡窓口へ送付しております。ご担当者様が異なる場合は、お手数ですが、転送いただきますようお願いいたします。

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力下さり、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての業務につきましては、日々の業務がお忙しい中、ご対応下さりありがとうございます。

表記につきましてはの対応にあたり、マスク等の衛生用品が不足しているとの声が、東京都にも届いており、急遽、消防や都営交通の現場等に備蓄しているマスクを、主に放課後等デイサービス事業所で活用いただくため、

区市町村宛に東京都総務局より発送することとなりました。本日中に発送すると聞いており、月曜日には、各区市町村の障害児通所支援担当宛に届く予定です。

つきましては、大変ご多忙の中恐縮ですが、放課後等デイサービス事業所に配布いただきますようお願いいたします。

対象の事業所については、別添の3月1日現在のリストをご確認ください。

基本的な考え方については、以下のとおりです。

- 1 配布枚数については、正確には不明ですが、全体で8万枚、1事業所あたり約90枚です。
- 2 基本1000ロット単位で発送することです（添付配布箱数のとおり）。
- 3 配布方法は、各区市町村にお任せします。
- 4 放課後等デイサービス事業所への配布を基本としますが、児童発達支援事業所等への配布も可能です。

ただし、放課後等デイサービス事業所には必ず配布するようお願いいたします。

年度末でご多忙の中、大変恐縮ですが、御協力どうぞ宜しくお願いいたします。

※本件に関する問合せ先

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課

児童福祉施設担当 担当: [REDACTED]

電話 03-5320-4374

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎31階中央

03-5320-4374 (直通)

03-5388-1407

E-mail [REDACTED]

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

※メールを送付する際は、件名の前に、「名称」、

「児童福祉施設担当宛」と記載してください。

放課後等デイサービス事業所配布用 マスク配布箱数〔令和2年3月現在〕

自治体名	1箱1000枚	1箱1500枚	1箱2000枚
1 千代田区	1		
2 中央区	1		
3 港区	1		
4 新宿区	1		
5 文京区	1		
6 台東区	1		
7 墨田区		1	
8 江東区	1		1
9 品川区	1		
10 目黒区	1		
11 大田区	1		1
12 世田谷区	1		1
13 渋谷区	1		
14 中野区	1		
15 杉並区	1		
16 豊島区	1		
17 北区	1		
18 荒川区	1		
19 板橋区		1	
20 練馬区	1		1
21 足立区	1		1
22 葛飾区	1	1	
23 江戸川区	1		1
区部計	21	3	6

自治体名	1箱1000枚	1箱1500枚	1箱2000枚
24 八王子市	1		1
25 立川市	1		
26 武蔵野市	1		
27 三鷹市	1		
28 青梅市	1		
29 府中市	1		
30 昭島市	1		
31 調布市	1		
32 町田市	1	1	
33 小金井市	1		
34 小平市	1		
35 日野市	1		
36 東村山市	1		
37 国分寺市	1		
38 国立市	1		
39 福生市	1		
40 狛江市	1		
41 東大和市	1		
42 清瀬市	1		
43 東久留米市	1		
44 武蔵村山市	1		
45 多摩市	1		
46 稲城市	1		
47 羽村市	1		
48 あきる野市	1		
49 西東京市	1		
市部計	26	1	1

自治体名	1箱1000枚
50 瑞穂町	1
51 日の出町	1
52 檜原村	
53 奥多摩町	
54 大島町	
55 利島村	
56 新島村	
57 神津島村	
58 三宅村	
59 御蔵島村	
60 八丈町	
61 青ヶ島村	
62 小笠原村	

町部計	2
-----	---

都内合計	49
------	----

市部計	26	1	1
-----	----	---	---

全体の使用量			
1回量	ピコパック	手袋	紙タオル
148ml	176枚	445枚	
午前2回、午後2回消費した場合の1日量			
592ml	704枚	1,780枚	
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算) 23,680ml 28,160枚 71,200枚			

本庁舎			
	ピコパック	手袋	紙タオル
1階			
総務課	2ml	2枚	5枚
職員課	2ml	2枚	5枚
管財課	2ml	2枚	5枚
地域安全課	2ml	2枚	5枚
統計資料室	2ml	2枚	5枚
印刷室	2ml	2枚	5枚
企画政策課	2ml	2枚	5枚
財政課	2ml	2枚	5枚
広報秘書課(広報)	2ml	2枚	5枚
市長室(秘書係が実施)			
第一副市長室(秘書係が実施)			
第二副市長室(秘書係が実施)			
広報秘書課(秘書)	4ml	4枚	15枚
第一会議室			
第二会議室			
第三会議室			
議会事務局	2ml	2枚	5枚
議長応接室(議会事務局が実施)			
1回量合計	24ml	24枚	65枚
午前2回、午後2回消費した場合の1日量	96ml	96枚	260枚
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	3,840ml	3,840枚	10,400枚

第2庁舎			
	ピコパック	手袋	紙タオル
1階			
市民課	2ml	2枚	5枚
会計課	2ml	2枚	5枚
広報秘書課(広報)	2ml	2枚	5枚
2階			
保健年金課	2ml	2枚	5枚
自立生活支援課	2ml	2枚	5枚
介護福祉課	2ml	2枚	5枚
地域福祉課	2ml	2枚	5枚
3階			
市民相談課	2ml	2枚	5枚
資産税課	2ml	2枚	5枚
納税課	2ml	2枚	5枚
子育て支援課	2ml	2枚	5枚
保育課	2ml	2枚	5枚
環境政策課	2ml	2枚	5枚
下水道課	2ml	2枚	5枚
経済課	2ml	2枚	5枚
消費生活相談室	2ml	2枚	5枚
4階			
コミュニティ文化課	2ml	2枚	5枚
こみ対策課	2ml	2枚	5枚
5階			
児童青少年課	2ml	2枚	5枚
都市計画課	2ml	2枚	5枚
道路管理課	2ml	2枚	5枚
建築管理課	2ml	2枚	5枚
まちづくり推進課	2ml	2枚	5枚
交通対策課	2ml	2枚	5枚
6階			
監査委員事務局	2ml	2枚	5枚
選挙管理委員会事務局	2ml	2枚	5枚
情報システム課	2ml	2枚	5枚
総務課(情報公開)	2ml	2枚	5枚
監査委員室(監査委員事務局が実施)	2ml	2枚	5枚
7階			
庶務課	2ml	2枚	5枚
学務課	2ml	2枚	5枚
指導室	2ml	2枚	5枚
生涯学習課	2ml	2枚	5枚
教育長室(庶務課が実施)			
8階			
1回量合計	64ml	64枚	160枚
午前2回、午後2回消費した場合の1日量	256ml	256枚	640枚
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	10,240ml	10,240枚	25,600枚

小中学校・公民館			
	ピコパック	手袋	紙タオル
小学校			
小金井第一小学校	4ml	6枚	15枚
小金井第二小学校	4ml	6枚	15枚
小金井第三小学校	4ml	6枚	15枚
小金井第四小学校	4ml	6枚	15枚
東小学校	4ml	6枚	15枚
前原小学校	4ml	6枚	15枚
本町小学校	4ml	6枚	15枚
緑小学校	4ml	6枚	15枚
南小学校	4ml	6枚	15枚
小金井第一中学校	4ml	6枚	15枚
小金井第二中学校	4ml	6枚	15枚
東中学校	4ml	6枚	15枚
緑中学校	4ml	6枚	15枚
南中学校	4ml	6枚	15枚
公民館	4ml	4枚	10枚
1回量合計	60ml	88枚	220枚
午前2回、午後2回消費した場合の1日量	240ml	352枚	880枚
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	9,600ml	14,080枚	35,200枚

庁舎別必要量		購入単位
本庁舎		50
第二庁舎		50
小中学校、公民館	600ml	32本

※ 小中学校、公民館は600ml×15施設×予備2本で計算  
・ 1,800ml×15施設も可能

現在位置: [トップページ](#) > [東京都の取組・対応](#) > [災害の情報・対応状況](#) > [東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報](#) > (第72報) 新型コロナウイルス感染症対策に対する都内区市町村へのマスクの提供について

## (第72報) 新型コロナウイルス感染症対策に対する都内区市町村へのマスクの提供について

令和2年3月6日 14時00分

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む都内区市町村に対し、東京都は、下記のとおりマスクを提供しますのでお知らせします。

### 提供数

20万枚

### 配布先

都内全区市町村

※ 本日から順次発送します。なお、本日は8万枚を発送します。

### このページに関するお問い合わせ

総務局総務部総務課

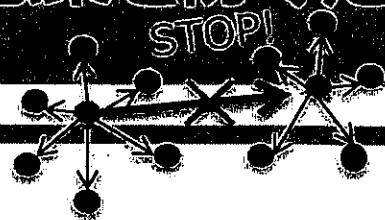
電話:03-5388-2317

ID 1007462

[前の緊急ニュース](#)

[次の緊急ニュース](#)

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



## 感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは  
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

## 換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

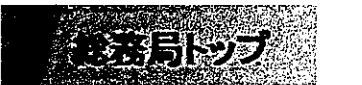
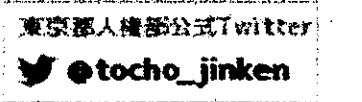
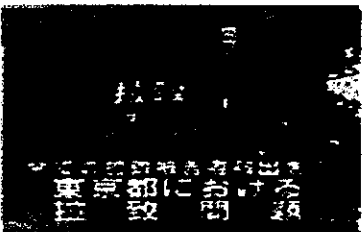
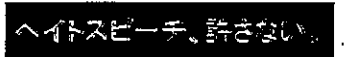
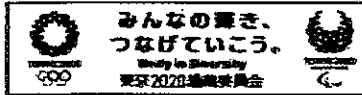
- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

- 東京都の人権施策について | さまざまな人権 | 犯罪被害者等への支援 | インターネットと人権 | 企業と人権 | 相談機関のご案内 | イベントなどのご案内 | リンク集



人権情報

人権をめぐる動きや問題などを紹介します。

人権啓発資料のご案内

東京都の人権関係資料や人権啓発冊子はこちらです。

都民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や中国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等がSNS等で広がっています。また、感染者を受け入れた病院で職員やその子供がいわれない差別的扱いを受けたり、海外旅行から帰国後自宅待機を無給で命じられたりするなどの事例も発生しています。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々や医療機関関係者、中国から帰国された方々や外国人の方々等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があるではありません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

東京都では、不当な差別やいじめ等についての相談を受け付けています。

- 人権一般に関して  
東京都人権プラザ一般相談 03-6722-0124
- 子供のいじめ等に関して  
東京都教育相談センター 0120-53-8288
- 職場での問題に関して  
東京都労働相談情報センター 0570-00-6110 (東京都ろうどう110番)  
※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

新着情報

2020/2/26 ◆アイヌ伝統文化展・TVアニメ「ゴールデンカムイ」パネル展2020の開催中止について

詳細はこちらをご覧ください

2020/2/20 ◆中止になりました 「令和元年度えせ同和行為排除のための講演会」

詳細はこちらをご覧ください

2020/2/13 ◆東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第12条第1項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について

詳細はこちらをご覧ください

2020/2/12 ◆東京都犯罪被害者等支援条例案の概要の意見募集結果について

詳細はこちらをご覧ください

2020/1/31 ◆人権啓発映像「オリンピック・パラリンピックがやってくる！すべての人が誰一人取り残されることなく尊重される都市・東京」を公開しました。

詳細はこちらをご覧ください

2019/12/25 ◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

詳細はこちらをご覧ください



## 市施設の臨時休館等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市施設は以下の対応とさせていただきます。ご利用を予定されていた皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、状況により対応が変更となる場合があります。

### 【市関連施設】

施設名	期 間	対 応
<b>【集会施設】</b> 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	3月6日～3月15日	期間中の新規貸出しを中止
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	3月6日～3月16日	休館 3月17日は定例休館日です。

### 【スポーツ関連施設】

施設名	期 間	対 応
総合体育館	3月6日～3月17日	窓口を除き利用中止（トレーニング室は3/2から利用中止）
栗山公園健康運動センター	3月6日～3月17日	窓口を除き利用中止（トレーニング室は3/2から利用中止）
一中クラブハウス・テニスコート	3月2日～3月25日	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	3月2日～3月25日	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体育館開放	3月中	開放中止

### 【図書館・公民館 ほか】

施設名	期 間	対 応
図書館本館・別館、西之台会館図書室	3月6日～3月16日	休館（予約資料貸出しのための臨時窓口を開設します）
緑・東・貫井北分室	3月6日～3月17日	
公民館本館、貫井南・東・緑・北分館	3月6日～3月15日	期間中新規貸出しを中止
文化財センター	3月6日～3月16日	休館
環境学習館	3月6日～3月15日	期間中の新規貸出しを中止

小金井市 市民部 環境部  
 小金井市教育委員会 生涯学習部

